



KTCC

協同
組合

関西技術協力センター

Kansai Technical Cooperation Center

Vol. 04

2024.08

K T C C N E W S



技能実習生が地元高校主催の国際交流授業に参加しました。高校生の手作り日本語授業や浴衣の着付け体験など、普段できない貴重な体験を楽しみました。(詳しくは2ページをご覧ください)

～世界の人々に日本を好きになってもらう～



組合紹介 | 協同組合 関西技術協力センターについて

弊組合は、ベトナムやインドネシアなどの発展途上国人材を日本企業へ受入れ、OJTを通じて技能・技術または知識を開発途上地域へ移転し、当該地域などの経済発展に寄与する「**外国人技能実習制度**」の受入れ監理団体です。加えて、一定の専門性・技能を有し、企業での即戦力になりうる外国人材を受入れる「**特定技能制度**」の支援機関でもあります。



20年以上に渡る外国人材活用・活躍の実績に高い評価を頂き、全社員が「日本企業と海外を結ぶ架け橋になる」「日本で成長した若者を世界に」の思いで活動しています。

外国人材の受入れに興味がある企業様は、ぜひお気軽にお問合せください。



8月号のTOPIC

- 技能実習生の対応事例
- 実習生が地元高校生と国際交流！
- KTCC 業界ニュース
- 現場向け手引書
- セミナーのお知らせ



組合HPはこちら

制度の詳しい内容や組合の活動などをご覧いただけます。



関西技術協力センター



組合スタッフが教える 「技能実習生の対応事例」



“うっかり”で“ガッカリ!”しないための銀行口座のルール

暗証番号、忘れてない？

T社のBさんが銀行ATMでキャッシュカードを使って、現金を下ろそうとしたとき、正しくない番号を数回入力してしまい、カードがロックされてしまいました。カードの暗証番号を3回程度間違うと、カード犯罪を防ぐ目的で、ロックする銀行が多いようです。Bさんには通帳とカード、お届け印、本人確認書類を持って、銀行窓口へ行き、手続きするように伝えました。

「キャッシュカードと暗証番号は、とても大切です。ロックされたらお金を下ろせなくなります」と注意喚起を！**暗証番号は、忘れたときのために記録し、他人に知られないように安全な場所に管理することを伝えましょう。**

POINT !

在留資格変更後に注意！

S社のNさんのキャッシュカードが急に使えなくなりました。慌てて銀行に問い合わせると、Nさんが在留資格変更後に銀行での更新手続きを行っておらず、銀行の判断で口座を凍結していました。最近、外国人の口座が特殊詐欺などに悪用される事件が増えていることが銀行側の理由でした。Nさんが更新手続きに行くことで、今まで通りカードと口座も使えるようになりました。

技能実習生は1号から2号、2号から3号になると、在留資格の変更と更新手続きが必要になります。**在留資格変更更新後には、すみやかに銀行で更新手続きをする必要があることを、実習生に念押しし、いつ手続きに行くかも確認をしておきましょう。**

POINT !

実習生が地元高校生と国際交流！



滋賀県D社のベトナム人実習生7名が地元のR高校の国際交流授業に参加しました。

自己紹介では緊張のため、ぎこちない雰囲気だった実習生と高校生でしたが、「好きな日本の食べ物は？」

「アニメは何が好き？」など、高校生からの様々な質問に答えるうちにお互いに笑顔で話せるようになりました。高校生は「やさしい日本語」やタブレットを駆使して、実習生とコミュニケーションをはかり、実習生も頑張って日本語での会話を続けていました。

手作りの日本語教材を使った日本語授業や浴衣の着付けなど、貴重な体験ができた実習生は「今日は高校生のみなさんに会えてうれしかったです！」と笑顔でコメントしていました。



「これを機に日本をもっと好きになってもらえたうれしいです」と最後に高校生が挨拶をしてくれました。同じ地域に住む若者同士の国際交流がこれからも続くことを願っています。

KTCC 業界ニュース

具体的にどうなる？「育成労制度」まとめ情報 (2024年7月現在)

就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする在留資格として注目を浴びる「育成労」。その在留資格を創設する法案が可決・成立し、3年以内に施行されます。

外国人材の日本での働き方を大きく変えることになる新しい制度について、公開されている情報をまとめました。

【制度見直しの背景と育成労制度の目的】

技能移転による国際貢献を目的とした技能実習制度ですが、その実態が主旨と異なっているという指摘を受け、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保及び人材育成を目的とする育成労制度が創設されることになりました。



【育成労制度の主な概要】

原則として3年間の就労を通じて、特定技能1号水準の人材を育成することをめざします。

○ 受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致。
従事できる業務範囲は特定技能の「業務区分」や関連業務にも拡大されます。

○ 受入れ見込数が分野ごとに適切に設定されます。

○ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲が拡大・明確化されます。

※以下を要件にして、同一業務区分内での本人意向による転籍を認めることになります。

- 同一機関での就労が1~2年（分野ごとに設定）を超えている。
- 技能検定試験基礎級等および一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格している。
- 転籍先が適切と認められる一定の要件を満たす。
- 転籍の際、転籍前の受入れ機関が負担した初期費用等について、正当な補填がされるようとする。

【制度改正の2つのポイント】

1 新しく始まる育成労制度と特定技能の受入れ分野や業務の連続性を強化することにより、中長期にわたる雇用がしやすくなります。

2 中長期にわたる雇用がかなうことでの戦力になり始めた頃に帰国してしまう技能実習制度上の課題も解決され、企業を支える人材育成が可能になります。



産業分野ごとに定める事項は、各分野の省庁から省令として公表されます。外国人材を雇用する企業側にとっても、日本で働きたい外国人材にとっても、メリットの多い制度になります。新しい情報が公表され次第、幣組合の広報誌やホームページでもお知らせしていきます。また、定期開催しているオンラインセミナーや対面セミナーでもお伝えしていきます。ぜひ、そちらにもご参加いただき、情報収集にお役立てください。

受け入れ企業様に役立つ 現場向け手引書

「定額減税」対象外世帯への給付金について

2024年度の税制改正に伴い「定額減税」制度が導入され、所得税および住民税を支払う世帯は、1人あたり4万円が定額で減税されることになりました。

所得税および住民税を支払う世帯に含まれない「住民税非課税世帯」と所得税非課税の「低所得世帯」は、定額減税の対象とはなりませんが、給付金が支給されます。



給付対象となる世帯

2023年度の「住民税非課税世帯」と「低所得世帯」が対象となります。住民税非課税世帯とは、住民税の「均等割」と「所得割」のどちらも課税されない世帯のことです。低所得世帯とは、所得税は非課税で、住民税は一定以上の収入があるときに「均等割」で納める世帯のことです。また、2023年度途中で退職や失業などにより収入が激減した世帯も対象になる場合があります。

給付金額

住民税非課税世帯には、2023年に支給済みの3万円に加えて7万円、低所得世帯には、10万円が支給されます。加えて、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども加算として、1人あたり5万円が給付されます。

給付対象となるか、具体的な給付時期と金額、給付方法などは、お住まいの市町村にご確認ください。

また、給付ごとに各市町村が定める申請期限があります。期限を過ぎないようにご注意ください。

※給付世帯や給付金額については、「内閣官房」ホームページの定額減税・各種給付で詳細をご覧いただけます。

<https://www.cas.go.jp>

京都セミナーのお知らせ【京都商工会議所】

ホームページ・お電話でもお申込み受付中／

8月21日(水) 14:00-15:30

技能実習制度の法改正と成功事例 「企業が知るべき最新情報と実践例セミナー」(8月19日締切)

「技能実習制度」と「育成就労制度」の違いと
「制度が今後どう変わるか」が知りたい企業様向けセミナー

- 技能実習制度の解消と新制度について
法改正最新情報の徹底解説、新制度の必ず抑えるべきポイント
- 成功事例で学ぶ、技能実習生の活用法
技能実習生活でよく起こる事例とその対処法
- 個別相談会 ※セミナー参加費は無料です

会場：京都商工会議所 7-D会議室

京都市下京区室町東入 京都経済センター 7階
(地下鉄烏丸線「四条駅」、
阪急京都線「烏丸駅」26番出口直結)



セミナー
お申込み

講師紹介：
井手 昭則(外国人実習雇用士)

高校時代の米国交換留学。就職後は駐在員として15年間オーストラリアで勤務。様々な職務を通して外国人とのコミュニケーションのノウハウを身に付ける。これまでの経験を活かし、海外人材活用について適切にアドバイスしています。



① 発行・お問い合わせ

電話番号：06-6152-8808 (平日9時-18時) 担当：大阪本部 広報課 井手

発行元：協同組合 関西技術協力センター (一般監理団体／登録支援機関)

大阪本部：〒532-0033 大阪府大阪市淀川区新高3丁目9番14号ピカソ三国ビル4階

名古屋事務所：〒453-0013 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目14番10号 フジオフィスビルディング4F

広島事務所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町3丁目8番1号 大手町中央ビル10F

お問合せは
こちら！



関西技術協力センター

